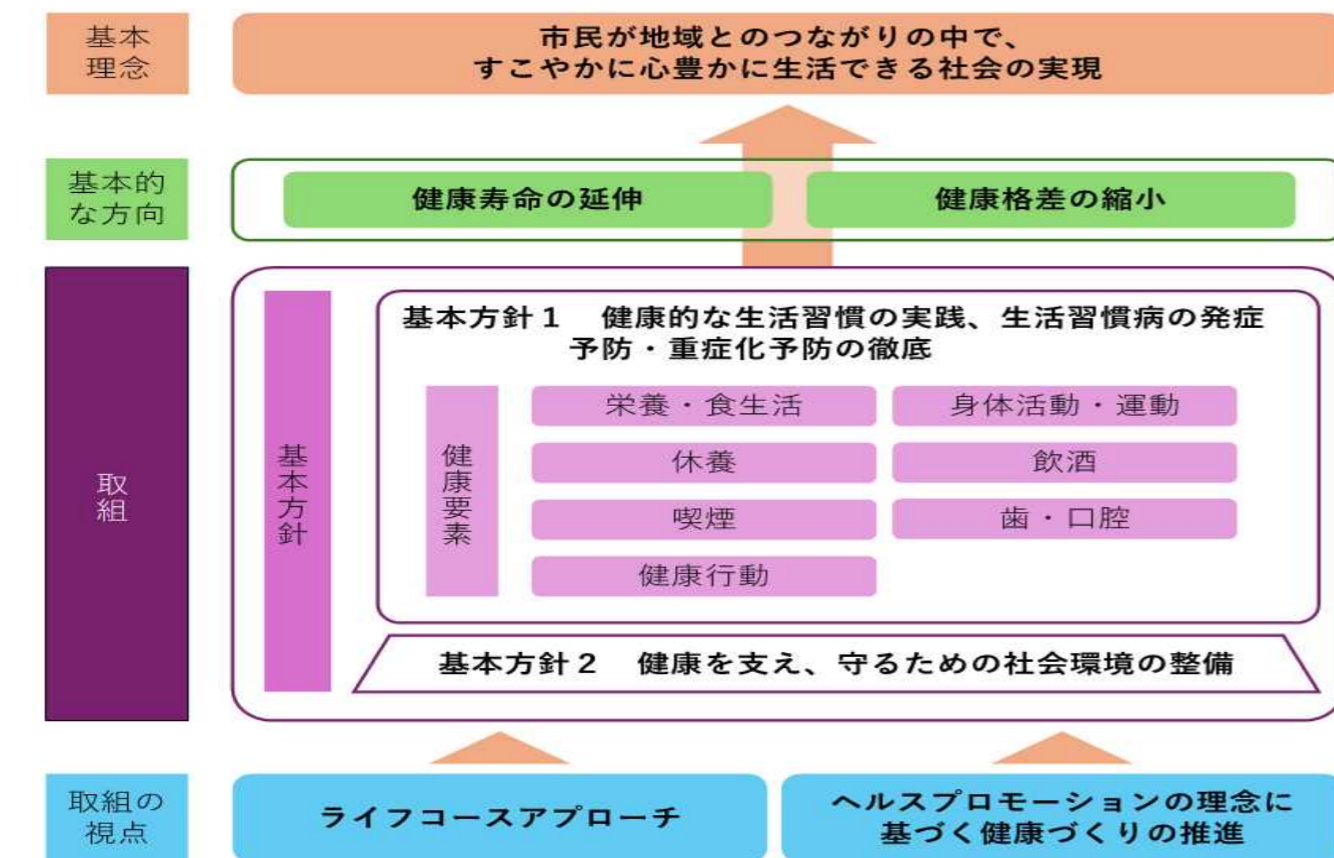


次期札幌市健康づくり基本計画「(仮称)健康さっぽろ 21(第三次)」の概要(骨子)(案)

計画期間

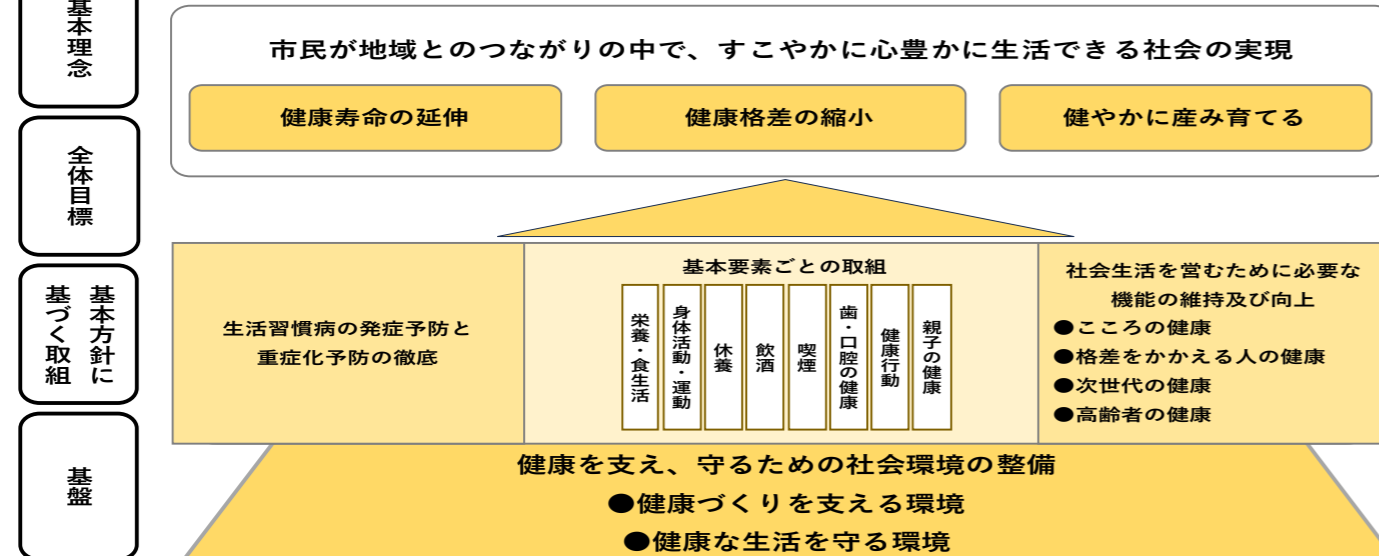
令和7年度(2025年度)から令和18年度(2036年度)の12年間
計画期間中に中間評価・最終評価を実施予定

計画体系



健康さっぽろ21(第二次)体系

計画期間:平成26年度(2014年度)から令和6年度(2024年度)の11年間



(計画期間の考え方)

健康日本 21(第三次)の計画期間は、令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)の12年間。令和11年(2029)年を目途に中間評価、令和15(2033)年を目途に最終評価を実施予定とされています。本市の次期計画においても、令和12年度(2030年度)を目途に中間評価を行う予定です。

(次期計画の策定方針)

札幌市の総合計画である「第2次まちづくり戦略ビジョン」におけるまちづくりの重要概念である「ウェルネス(健康)」の推進に資する個別計画であり、本ビジョンの基本的な方向に沿った主にソフト面の健康づくりに関する事業計画として策定します。

また、健康づくりに関する取組については、本計画に限らず、他の関連する分野別の計画においても進められていることから、他の個別計画や施策などとも調和のとれたものとします。

本市では、令和5年度より、市民の健康寿命延伸のため、ウェルネス(健康)を推進する体制を強化し、産学官の知見等を生かし、より多くの市民の健康意識を醸成し、健康的な行動を促進する取組を進めています。健康づくりは、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、個人的な努力だけではなく、健康づくりを支援する環境整備の社会全体での推進を目指します。

計画の「基本理念」は「市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活できる社会の実現」とし、健康さっぽろ21(第二次)計画(以下「第二次計画」という。)から変更しません。

「基本方針1」を、「健康的な生活習慣の実践、生活習慣病の発症予防・重症化予防の徹底」とし、この方針に基づき、7つの「健康要素」ごとに取組を進めます。

「基本方針2 健康を支え、守るための社会環境の整備」は、「基本方針1」による取組を進める基盤となるものです。

社会環境が整備されることにより、健康づくりに取り組む余裕のない市民や関心のない市民も含めた健康づくりが促進されることにより健康格差の縮小を目指します。

この2つの「基本方針」に基づく「取組」を行うことにより、「基本的な方向」である「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」が実現され、「基本理念」が描く社会を実現します。

「取組」においては、新たにライフコースアプローチを踏まえた健康づくり(人の生涯を経時的にとらえた健康づくり)の視点と、ヘルスプロモーションの理念(市民一人ひとりが参加して、地域とともに、市民・地域・企業・関係機関が連携して取り組む)に基づく健康づくりの2つの視点をもって進めます。

第二次計画の3つの全体目標のうち、「健やかに産み育てる」とそれに関連する「親子の健康」分野の取組については、さっぽろ子ども未来プランへ移行することとしますが、子どもの健康づくりの取組については、第二次計画においても「栄養・食生活」「身体活動・運動」など他の健康要素に含み取り組んでいることから、次期計画においても、関連する健康要素の中に含め取り組んでいきます。